

令和4年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和4年4月28日（木）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
1名
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等  
第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第10号議案 農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について  
  
報告事項  
報告事項5 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について  
報告事項6 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員をお願いいたします。</p>

会 長	<p>本日の付議事件としては、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が3件、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が4件、第10号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第8号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が3件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いします。番号2、番号3については、一括で審議をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>番号1の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>4月20日、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>本案件は、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請でございます。譲渡人は、相続により取得した農地を耕作できないこと、譲受人は、観葉植物や花の苗の栽培をしており、耕作地の拡大を図るため、また、譲受人の妻が経営する花のインターネット販売会社のすぐ近くであることから、本件農地を取得するものでございます。</p> <p>申請地は、渋川小学校の東約300メートル、天神川に架かる東印場橋の南約200メートルに位置してございまして、申請地西側は市街化区域との境界になっていることから、住宅地が広がっています。</p> <p>営農計画書によると瀬戸市で2箇所、市内稲葉町で1箇所ボイラー付きのビニールハウス栽培を従業員と臨時雇用者により経営している状況であり、全部効率利用要件は問題ありません。</p> <p>下限面積についても、十分に確保していることから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>

会 長	質問もないようですので、採決に移ります。 番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1について許可することに決定しました。 続いて、番号2、番号3について、事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	【番号2 番号3 調書を朗読】 番号2、番号3の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。
松原八壽雄 委 員	<p>本議案に対する姿勢としましては、4月24日に佐藤庸子委員、水野洋子委員と旭ヶ丘公民館で打合せた内容に基づいています。</p> <p>申請地は、城山公園の南側、名鉄瀬戸線の北側にある一団の農用地の一角に位置しています。</p> <p>申請内容は、所有権移転で、売買の理由としては、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は営農規模拡大のためです。</p> <p>譲受人は長久手市在住で、耕作面積は一部山林化した農地を含む97アールで下限面積を満たしています。また、長久手市に所有する水田は水利不安定のため草刈りだけの保全管理となっていますが、日進市のイチジク栽培はパートを雇って生産性をあげており高い農業技術を有しています。</p> <p>昨年から続く一連の3条申請があった計5筆の水田については、営農計画書上では水稻の自作としていますが、所有する機械が耕運機1台、防除機1台で自作が無理ではないかという指摘に対し、当面の間作業委託を考えているとのことで、作業委託による水稻耕作という計画のもとで許可をしていました。これまでは、作業委託をお願いするという口頭での説明のみでしたが、通水が始まる時期を前にして未だ作業委託をしている状況が確認できず、作業委託をお願いしていることが分かる書類がない限り、許可は難しいのではないかという判断となったことから、譲受人に対して作業委託が確認できる書類の提示を求めていました。</p> <p>その結果、譲受人側からオペレーターの作業内容が書かれた見積書の提出があり、この見積書のとおり作業委託をお願いするという内容が確認できました。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、採決に移ります。 番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、番号3について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号3について許可することに決定しました。 続いて、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第9号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 なお、申請が4件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。番号1、番号2、番号3については、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。
事務局 補佐	【番号1 番号2 番号3 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。 番号1、番号2、番号3の説明は以上でございます。
会 長	それでは、番号1、番号2、番号3を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	4月21日、若杉満委員と現地を調査しました。 申請地は、国道363号線を横切り巡見道線を南進した南栄町交差点の北西角に位置しています。 周辺状況は、住宅と農地が混在しており、東西南北を道路に囲まれていることから隣接農地はございません。 転用目的は、内科、整形外科、薬局の建設を目的としていまして、申請理由としては、近隣住民のための診療所で建築面積や駐車場を確保する十分なスペースがあること、バスの利便性が良いこと等か

	<p>ら本件土地を選定しています。</p> <p>汚水・雨水の排水については、内科は東側側溝へ放流、整形外科及び薬局は西側側溝へ放流する計画となっています。</p> <p>また、周辺農地への影響については、隣接農地がないことから問題なく、日照等の影響もありません。</p> <p>なお、薬局については自己資金、診療所2件については、銀行からの資金提案書が添付されており、資金面も問題ありません。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。</p> <p>番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号3について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、番号3については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号4について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p><b>【番号4 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p> <p>番号4の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号4を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>

<p>荒谷弘美 委 員</p>	<p>4月23日、加藤清徳委員、松原圭子委員と現地を調査しました。本案件は昨年9月の定例総会にて「農用地利用計画の変更について」でご審議いただいた内容でございます。</p> <p>申請地は、中央通り体育館南交差点から南進し、甚田歩道橋を越えた南東側の農地の一角に位置しています。</p> <p>申請者は市外の賃貸暮らしで、子どもの成長に伴い手狭となったことから、実家近くの本件土地で分家住宅を建築するもので、本家敷地以外には代替する土地はありません。</p> <p>申請地の西側に残る農地は、今後も耕作を続けるとのことで、北西側に取水口があることから営農に支障はありません。排水計画としては、雨水については、敷地内に集水桝にて集水し、汚水雑排水については、合併浄化槽にて処理し、南側既設排水路へ放流予定であることから周辺農地に影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから、調査員としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】</p>
<p>会 長</p>	<p>質問もないようですので、採決に移ります。 番号4について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>【挙手全員】</p>
<p>会 長</p>	<p>挙手全員により、番号4については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第10号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 補佐</p>	<p>それでは、第10号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による下限面積に代わる別段の面積を本市農業委員会が定めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議する必要があるからでございます。</p> <p>20アールの設定根拠につきましては、農林業センサスの「経営耕地面積規模別農家数」により全体の農家数の約4割を下回らないように算定しておりましたが、2020年の農林業センサスでは同項目が削除されてしまったことから、「経営耕地面積規模別経営体</p>

	<p>数」を参考にすることとし、近隣市町の状況等を考慮して、従来どおり20アールとしております。</p> <p>なお、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全および有効利用が図れない場合は、さらに下限面積を引き下げることができるとされていますが、昨年度の本市の遊休農地面積は、2.6haであり、農地面積130haに対して約2.0%と少ないことから、引き続き本市農業委員会では20アールと設定するものでございます。</p> <p>参考までに、昨年度の近隣市町の設定状況ですが、瀬戸市が、20アール、長久手市が、20アール、日進市が、30アールとなっています。</p> <p>第10号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に移ります。</p> <p>第10号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。</p> <p>第10号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第10号議案については賛成することに決定しました。</p>
会 長	<p>これもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。</p> <p>報告事項5「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」、報告事項6「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項5「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で361平方メートル、主な概要は、南原山町地内で、露天駐車場1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、4件で2,327平方メートル、主な概要は、西大道町地内ほかで、一般個人住宅4件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。</p>

事務局 補佐	<p>続きまして、報告事項6「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。</p> <p>この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。</p> <p>それでは、調書の説明に入ります。</p> <p><b>【調書説明】</b></p> <p>本案件につきましては、市街化区域内の宅地開発に係る農地転用であり、令和3年2月9日及び令和3年4月5日付けで農地転用の届出を受理していること、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けており、本市とも開発事業の協議が整っていることから、無断転用ではないものと判断し、令和4年4月13日及び4月20日に事務局にて現地調査を行い、現況が非農地である旨を報告しております。</p> <p>今後は、農業委員会からの回答をもとに、法務局の方で地目変更がなされることとなりますので、ご承知おきください。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
松原八壽雄 委 員	<p>図面にある不接合とはどういう意味でしょうか。</p>
事務局	<p>公図上不接合ということですので、現実はつながっています。</p> <p>いわゆる字界になりますので、公図上はつながっていないためこのような表記になります。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>分かりました。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。</p> <p>お手元にお配りしている「令和4年度年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてです。</p> <p>「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知により、令和4年度以降の最適化活動の運用に変更があったことから、本様式に基づき具体的な目標を設定することとなりました。</p> <p>詳細については、事務連絡で説明させていただきますのでよろし</p>

	<p>くお願いします。 お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は5月27日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_